

禁煙外来のご案内

当院では、禁煙のお手伝いができるよう、禁煙外来を始めました。
禁煙したいのにやめられない方は当外来にご相談ください。
禁煙治療を保険適用で受診するには以下の条件が必要となります。

◆前回の禁煙外来の初回日から1年以上経過していること

◆以下の4つの「禁煙治療を受ける要件」を満たすこと

①TDS（※ニコチン依存症を判定するテスト）で5個以上当てはまる。

②35歳以上の方で（1日当たりの平均喫煙本数）×（これまでの喫煙年数）が200以上である。

（※なお、35歳未満の方の場合はこの要件は必要なし）

③すぐに禁煙を始めたいと考えている。

④禁煙治療を受けることを文書にて同意している。

診療内容 禁煙補助薬処方と禁煙カウンセリング

診療費用 自己負担額を3割として、8～12週間の期間で処方される薬剤にもよりますが大体12,000円～20,000円です。

診療期間 12週 全5回（初回、2・4・8・12週後）

診療時間 第1・第3火曜日 午後2時から午後4時まで

診療担当 秋山裕由 医師

完全予約 地域医療連携室で診療予約を行ってください。

当院は、敷地内禁煙です。ご協力の程、よろしく申し上げます。

くしもと町立病院 病院長